## （提供書面）

## 第 8 期 $\binom{$ 平成19年4月1日から }{ 平成 20 年 3 月 31 日まで } 事業報告

## 1．当行の現況に関する事項

## （1）企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】
当行グループは，平成20年3月31日現在，当行，子会社204社（らち株式会社アプラス，昭和リース株式会社等の連結される子会社及び子法人等 104 社，非連結の子会社及び子法人等 100 社）及び関連法人等 30 社（持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され，銀行業務を中心に，証券業務，信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っており ます。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

## （銀行業務）

当行の本店のほか国内支店，一部の子会社及び子法人等ならびに一部の関連法人等（持分法適用会社）において，預金業務，債券業務，貸出及び債務保証業務，内国為替業務，外国為替業務，有価証券投資業務，商品有価証券売買業務，証券化業務，クレジットトレーディ ング業務，ノンリコースファイナンス業務，M\＆A業務，企業再生業務，コンシューマーア ンドコマーシャルファイナンス業務などを行っております。

## （証券業務）

国内子会社の新生証券株式会社において，証券化業務，債券引受販売業務などを行ってお ります。

## （信託業務）

国内子会社の新生信託銀行株式会社において，金銭債権信託業務，有価証券信託業務，特定金外信託業務などを行っております。
（その他の業務）
国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において，投資信託委託業務，投資顧問業務などを，同じく，国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。


## 【金融経済環境】

当事業年度（当連結会計年度）のマクロ経済金融環境を顧みますと，日本経済は堅調な輸出と底堅い国内需要を背景に緩やかな拡大を続けています。しかし，米国の低所得者向け高金利型（サブプライム）住宅ローン問題の米国経済への影響が顕現化するにつれ，対米輸出 に依存する日本経済の下振れリスクが意識され始めています。また，サブプライム・ローン関連商品の評価損による海外金融機関の収益悪化は，金融株を中心とした世界規模の株価調整を誘引し，信用スプレッドも大幅に拡大させました。こうした中，世界経済に対する先行 き不透明感が強まり，消費者及び企業マインドは大幅に低下しています。日本の金融機関に おいても保有債券の評価損が拡大するなど米国住宅ローン問題の影響が波及しております。

日本銀行は，このような国際金融市場の不安定さに鑑み，正常な金利水準に向けた引き締 め政策の姿勢を徐々に後退させていきました。また，改正建築基準法の施行にともなう住宅着工戸数の予想以上の落ち込み，また，米国経済のリセッションリスクの高まりなどを勘案 し，足元の景気判断を下方修正いたしました。この結果，政策金利である無担保オーバーナ イト・コールレートは，年度を通じて $0.5 \%$ に維持されました。

海外経済に関して，欧州及びエマージング諸国は減速しながらも堅調な成長軌道を辿って います。しかし，米国経済は住宅投資の落ち込みによる実体経済への影響が顕現化し，さら に拡大する様相になっています。実質GDP成長率でみると，第3四半期の $+4.9 \%$（年率）か ら第 4 四半期には $+0.6 \%$（年率）に急減速しています。また，非農業部門の雇用者数が 2 力月連続して減少するなどリセッション入りの可能性を示唆する指標が出始めています。

米国住宅ローン問題によって，サブプライム・ローンを担保とした証券化商品を多く保有 していた海外金融機関の収益が大幅に悪化しました。また，住宅市場の不振が続く中で，ALT－ Aなど比較的信用力のある住宅ローンを担保とした証券化商品の評価損も拡大する傾向にあり ます。こうした傾向が続くと，海外金融機関は収益だけでなく資本を大きく毀損する恐れが あります。このため，米国住宅ローン問題は，クレジットリスクの全般的な見直しのきっか けとなり，海外金融機関を中心に信用スプレッドが大幅に拡大しました。
米FRBは，このようなクレジット市場の混乱を受け，昨年 9 月以降，大幅な金融緩和措置を断行してきました。特に，経済指標の悪化度合いが加速した今年1月以降からは，政策金利 であるフェデラル・ファンド金利を $2.00 \%$ 一気に引き下げました。この結果，政策金利は 5． $25 \%$ から $2.25 \%$ となっています（ 3 月末時点）。さらに，FRBはクレジット・クランチにと もなら国際金融システム不安を解消するために，各国の中央銀行と協調し，大規模かつ迅速 な流動性供給策を施しています。

一方，石油や穀物など国際商品市況は，エマージング諸国の堅調な需要を背景に上昇が続 いております。この結果，国際商品の多くを輸入に依存する先進国におけるインフレ圧力は強まる方向にあります。こうした国際商品市況の上昇が先進国の期待インフレの上昇を促す一方，上述のクレジット・クランチにともなら金融緩和策に対する期待感によって，先進国 のイールドカーブは軒並み勾配が急になりました。

金利市場は，新年度入り後には，日銀の金利正常化の動きを映じて短期金利を中心に金利 が上昇しました。しかし，昨夏以降，米国住宅ローン問題による信用不安の台頭や，米住宅市場の落ち込みによる米経済のリセッションリスクよって，安全資産としての国債への選好 が大いに強まり，短中期ゾーンを中心に金利が低下しました。

信用スプレッドは，サブプライム・ローン関連商品を多く保有する金融機関を中心に急激 に拡大しています。海外金融機関のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）からみた信用 スプレッドは，昨夏と比べて， $1 \% \sim 2 \%$（AA格以上）程度拡大しています。海外金融機関 は，アジアや中東の政府系ファンドから資本注入を実施して財務基盤の強化をはかっていま すが，信用不安を払拭できない状況にあります。
株式市場は，グローバル経済の減速にともなら企業収益の低下，信用スプレッド拡大にと もなら金融機関の経営悪化，福田康夫内閣の構造改革への消極姿勢，及び衆参ねじれ国会に おける日本政治に対する閉塞感などから，昨夏以降，大幅に下落しています。

ドル円は，米国経済の先行き懸念，日米金利差の縮小，及び国際通貨としてのドルに対す る信認の低下などから，ドル安円高が進みました。今年に入り，12年ぶりに1ドル＝ 100 円を割るなどドル安が加速しています。

全体として，日本経済は，欧州やエマージング諸国向け輸出の増加および底堅い国内需要 により緩やかな拡大を続けています。しかし，米国住宅ローン問題をきっかけとした国際金融市場の混乱，それを受けた消費者及び企業マインドの低下，さらに，住宅投資の減退にと もなら米経済のリセッションリスクの顕現化などから，今後，減速することが見込まれてい ます。

昨年 9 月末，投資家保護を前面に打ち出した金融商品取引法が施行されました。この法律 は，金融商品に関する販売及び広告に関して同一ルールで規制し，投資家保護に努めること を狙いとしています。なかでも，投資家の投資適格性を重視した勧誘が求められることにな りました。このため，金融商品の販売にかかる碓認事項が多岐にわたることになり，勧誘時 のトラブルが誘引されやすくなりました。こうしたリスクを避けるため，銀行の一部には投資信託の窓販を慎重化するところも出てきました。このため，順調に伸びてきた銀行の投信窓販のシェアは低下しております。

## 【事業の経過及び成果】

当行は，インスティテューショナルバンキング，コンシューマーアンドコマーシャルファ イナンス，リテールバンキングを3つの戦略業務分野とするビジネスモデルをベースに，法人及び個人のお客さまに，幅広い金融商品・サービスを提供しています。現在 3 つの業務はそれぞれ異なった成長過程にあり，独自のビジネス機会や課題に取り組んでいます。
［インスティテューショナルバンキング分野］
インスティテューショナルバンキング業務におきましては，お客さまを担当するリレー ションシップ・マネージャーと金融商品・サービスの専門家が効果的に協働しながら，伝統的な法人向け金融商品・サービスだけではなく，投資銀行独特の革新性や機動性を活か した付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションを，事業法人，金融法人，公共部門のお客さまにご提供し，収益基盤の多様化•安定化をはかっています。

平成20年3月期は，米国住宅ローン市場の混乱等による影響を受け，主に証券化の分野 は厳しい状況となりましたが，貸出，不動産ノンリコースローン，クレジットトレーディ ング，プリンシパルインベストメントといった分野において順調な実績を残すとともに， アセットマネジメント，アドバイザリーなど成長性の高い分野においても，堅調な成果を あげました。

貸出の分野においては，新規及び既存の事業法人等のお客さまからの資金需要にお応え することで，法人向け貸出は収益性や資産の質を維持しつつ，堅調に推移いたしました。平成19年12月には，従来以上に，専門性の高いソリューションをお客さまに提供できるよ う，事業法人営業組織を戦略業種別とする組織再編を実施しました。
不動産ノンリコースローンの分野では，与信集中リスクや適切なリスク・リターン水準確保に留意のうえ，厳選された案件運営を行うとともに，ノンリコースローンの証券化に取り組み，資産の効率運営と収益確保をはかりました。

クレジットトレーディングの分野では，国内外の市場でディストレスト資産，不良債権，要注意債権などへの投資，回収を積極的に行い，国内外の堅調な案件実行と回収，不動産価格の上昇により順調に推移しました。

プリンシパルインベストメントの分野では，平成19年8月に日本アジア投資株式会社と の事業提携と第三者割当増資引受け，平成20年2月には，日本政策投資銀行との間で当行関連会社の子会社を運営会社とする，プライベート・エクイティ・ファンドを設立いたし ました。当行の豊富なプライベート・エクイティ投資事業の経験や多様な金融サービスを活用することにより，新たな投資機会の獲得と，投資先企業の企業価値向上のための経営支援等を通じた積極的な事業展開をはかっています。

アセットマネジメントの分野において当行は，インドの大手投信会社であるUTI Asset Management Company Pvt．Ltd．と業務提携し，同社グループが行うインドにおける運用を国内のお客さまに提供しておりますが，平成19年8月には，同社子会社と提携し，東南ア ジアにおける資産運用管理ならびに金融商品販売を目的とした合弁会社をシンガポールに設立しました。

当行は，子会社である新生証券株式会社とともに，幅広い革新的なソリューションを提供するためキャピタルマーケッツ関連事業の拡充を行っており，お客さまのニーズに応え るべく，外国為替，金利及びクレジットデリバティブ，株式や株式デリバティブ取引といっ た幅広い分野に取り組みました。

また，平成20年2月には，株式会社東和銀行との間で業務提携契約を締結し，お客さま に提供する付加価値の高い金融商品・サービスの開発や推進につき，相互協力をはかって います。当行は，永年にわたって培ってきた地域金融機関との幅広いネットワークを活か し，各金融機関との連携を強化することで地域金融に役立ちたいと考えています。
なお，平成20年3月期には，米国サブプライムローン問題に端を発する市場の混乱の影響を受け，米国住宅ローン市場向けエクスポージャー関連損失計291億円（評価減156億円 と貸倒引当金等134億円）を計上いたしました。

## ［コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス分野］

平成17年3月期の株式会社アプラス，昭和リース株式会社の買収を通じて，当行グルー プの中核業務の一つとなったコンシューマーアンドコマーシヤルファイナンス業務は，個品割賦，クレジットカード，消費者ローン，リースなどの幅広い商品・サービスを中小事業者や個人のお客さまに対して提供しております。また，平成19年12月には，当行の関連会社であったシンキ株式会社が，当行が同社の株主割当を引受けた結果，連結子会社とな りました。

同業務のグループ会社については，貸金業法の改正による上限金利の引下げや，総量規制の導入，過払金の返還請求にともなら負担など，業界を取り巻く環境は依然厳しいもの がありますが，営業力のさらなる強化をはかるとともに，徹底した合理化•経費削減に取 り組み，加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより，収益力•競争力の一層の向上をはかっております。

当行子会社である株式会社アプラスは，先進的な I Tインフラを通じた高度な消費者向 け与信判断や回収能力により，競争力のある優れた金融サービスを提供する，今までにな いまったく新しいタイプの信販会社になるという中期戦略を推進しております。加盟店取引の見直しや，利息制限法内での新規顧客向け貸出などを通じた，質の高いお客さまへの注力や，審査基準の厳格化などにより，営業資産は計画どおり減少したものの，平成20年 3 月期は，連結当期純利益61億円と，前期の大幅赤字から一転し，黒字化を果たしました。 なお，当行は，平成20年 3 月に同社が実施した第三者割当増資500億円を引受け，同社の資本増強をはかっております。

平成19年12月より，当行子会社となったシンキ株式会社は，上半期に実施した貸倒引当金，利息返還損失引当金の大幅な積み増しにより，平成 20 年 3 月期は 175 億円の赤字となり ましたが，平成19年10月からの下半期は，27億円の黒字化を果たしました。

## ［リテールバンキング分野］

リテールバンキング分野においては，店舗とインターネットやコールセンターなどのリ モートチャネルを効果的に組み合わせたビジネスモデルへの取り組みにより，利便性の高 い価値ある商品・サービスをご提供できるよう心がけております。

総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の新規開設は，引き続き堅調に推移し，口座数は平成 20 年 4 月末には従来からの口座を含め 220 万口座を超えております。平成 19 年 9月 30 日の金融商品取引法の施行により，商品販売ペースがやや低下しましたが，お客さま基盤の拡大に加え商品ラインアップの拡充に取り組んだことから，仕組預金，年金，保険投資商品を含む個人預かり資産残高は平成20年3月末現在で，5兆922億円となりました。 また，住宅ローンについても，手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス，さらに柔

軟性の高い商品設計などが評価され，「パワースマート住宅ローン」の平成 20 年 4 月末の残高は8，000億円を超えております。

平成19年7月には，一定の条件を満たすお客さまを対象とした新しい「新生プラチナサー ビス」を開始し，「ベスト・マネー・アドバイザー」として資産運用コンサルティングを より一層充実させたほか，円定期預金の金利優遇や，ファイナンシャルプランナーへの相談サポート，また海外送金手数料無料サービスなどを実施しております。

また平成19年10月より，主に退職されたお客さまや退職後のセカンドライフに向けて貯蓄を行っているお客さまを対象に，「新生銀行に5分ください。」をキーメッセージとし て，豊かなセカンドライフのための資産運用の提案を開始し，お客さまに大変好評を頂い ております。

店舗およびATM網の拡充においては，平成19年5月に柏フィナンシャルセンター（千葉県）を開設したほか，同年9月に三浦藤沢信用金庫とのATM相互利用サービスを開始 したことで，より幅広い地域のお客さまに当行のサービス提供を行うことができるように なりました。また平成19年12月には J R三鷹駅構内，平成20年1月にはJR京都駅構内に新たに当行ATMを設置し，さらなるお客さまの利便性向上をはかっております。鉄道駅構内における当行ATM網としては，東京メトロ，京浜急行電鉄，近畿日本鉄道の駅構内 があり，東京メトロにおいては，49駅に76台のATMを設置（平成20年3月31日現在）し，当行最大のATMネットワークを展開しています。さらに平成20年1月には，株式会社セ ブン銀行と A TM共同設置等に関する合意に至り，今後，戦略的なチャネル強化を通じて， より一層お客さまの利便性向上を図ってまいります。

常に一歩先を行くサービスを提供している当行リテールバンキングは，商品・サービス の拡充に加え，新店舗や新しいコールセンターの開設，ATM網の拡充などにより，より一層お客さまの利便性を高めるための施策に取り組みました。今後ともお客さまのニーズ に合った商品・サービスをタイムリーにご提供することにより，お客さまの利便性をより一層高めるとともに，お客さま基盤の拡大をはかってまいります。

## ［財務基盤］

金融再生法ベースの開示債権は平成20年3月末現在で531億円となり，不良債権比率（金融再生法開示債権ベース）は $0.95 \%$ となりました。資金調達面では，個人のお客さまから の預金を中心に，調達構造の多様化を継続的に進めてきております。格付の向上やお客さ まからの継続的な信任により，個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど，安定した調達基盤を構築しております。格付につきましては，ムーディーズが平成19年5月に当行長期債務格付をA3からA2に，銀行財務格付をDからCマイナスに引き上げ，またスタ ンダードアンドプアーズが，同年 6 月に長期カウンターパーティー格付をBBBプラスか らAマイナスに引き上げました。

平成20年2月には，ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー （J．C．Flowers \＆Co．LLC）の関係者を含む投資家により新たに組成された投資ビークル に対し，1株当たり425円にて総額500億円の第三者割当増資を行い，財務基盤のさらなる強化がなされました。平成20年1月に完了した，当該投資ビークルによる当行株式に対す る公開買付け（358，456，000株を 1 株当たり425円にて取得）を含め，平成 20 年 3 月末現在，上記投資家グループは当行発行済普通株式（自己株式を除く）の $32.6 \%$ を保有しています。 また，当行の公的資金につきましては，平成19年8月1日に，株式会社整理回収機構が保有する第三回乙種優先株式（300，000，000株，残高 1,200 億円）が $200,000,000$ 株の普通株式に，また平成20年3月31日には，預金保険機構が保有する第二回甲種優先株式 （ $74,528,000$ 株，残高 968 億円）が 269,128 ， 888 株の普通株式にそれぞれ転換され，平成 20年 3 月末現在，預金保険機構ならびに整理回収機構は合計 $469,128,888$ 株を保有しています。 これは，当行発行済普通株式（自己株式を除く）の $23.9 \%$ に相当します。
なお，平成20年3月には，当行グループの資産をより効率的に活用するための戦略的施策として，当行本店不動産の売却（具体的には，当行本店不動産を信託財産とする信託に かかる信託受益権の売却）を行いました。当行は今後 3 年以内に新本店に移転する予定で す。当行は，資産効率を高めると同時に，当行グループの業務プロセス改善をはかってま いります。

## ［業績］

以上のような事業の経過のもと，当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。 なお，連結子会社は銀行業以外に一部で証券，信託等の事業を営んでおりますが，それら の事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため，事業全体の業績を記載しておりま す。また，シンキ株式会社につきましては平成19年4月1日から平成19年9月30日までは持分法適用会社でしたが，同社株式を当行が買い増したことによって連結子会社となり，同社の貸借対照表と平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの損益計算書を連結して おります。

## （概要）

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆5，257億円（前連結会計年度末比6，880億円増加）となりました。主要な勘定残高といたしましては，預金•譲渡性預金が 5 兆 8,066 億円（同比3，857億円増加）で，債券は6，624億円（同比408億円減少），貸出金につきましては 5 兆 6,222 億円（同比 4,759 億円増加）となりました。
損益面では当連結会計年度の経常収益は5，935億円（前連結会計年度比 334 億円増加），経常費用は5，822億円（同比454億円増加）となりました。この結果，連結経常利益は112億円（同比119億円減少）となり，特別利益889億円，特別損失 75 億円，法人税等 49 億円 （損），法人税等調整額 95 億円（損），少数株主利益 180 億円（損）等を加えた連結当期純利益は601億円（前連結会計年度は連結当期純損失609億円）となりました。

## （預金•譲渡性預金）

当連結会計年度に預金は2，887億円増加いたしました。これは個人のお客さまからの預金が 1 年もの定期預金を中心に増加したことなどによるものです。また，譲渡性預金は期中969億円増加し，預金•譲渡性預金合計の年度末残高は，前連結会計年度比3，857億円増加の 5 兆8，066億円となりました。

## （債券•社債）

普通銀行への転換を踏まえて，資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けてお り，債券発行残高は徐々に減少しております。債券は当連結会計年度に408億円減少し，年度末発行残高は6， 624 億円となりました。また社債に関しては当連結会計年度中に258億円増加して年度末発行残高は4，262億円となっております。
（貸出金）
貸出金については，法人のお客さまに様々なソリューションを提案して，新しいタイ プの貸出にも積極的に取り組むとともに，個人のお客さま向けの住宅ローンにも注力し，貸出金は当連結会計年度に4，759億円増加して年度末残高は 5 兆 6,222 億円となりました。
（有価証券•特定取引資産）
当連結会計年度に有価証券は1，256億円増加して年度末残高は 1 兆 9 ，802億円となると ともに，特定取引資産も 118 億円増加して年度末残高は 3,152 億円となっております。
（経常損益）
経常収益につきましては，資金運用収益が前連結会計年度比693億円増加して2，421億円となりましたが，これは主に貸出金残高の増加及び貸出金利の上昇によって貸出金利息が前連結会計年度比599億円増加して1，867億円となったことや，有価証券利息配当金 も前連結会計年度比104億円増加したことによるものです。一方，特定取引収益につきま しては，リテール業務での新型預金にかかる金利オプション収益が減少したことなどに より，前連結会計年度比84億円減少して97億円にとどまりました。また，その他業務収益も米国住宅ローン市場の混乱に伴う有価証券の評価損失計上により，前連結会計年度比246億円減少して2，466億円となりました。経常収益合計としては，資金運用収益の伸 びが非資金運用収益の減少を補って，前連結会計年度比 334 億円増加して 5,935 億円とな りました。
経常費用については，資金調達費用が前連結会計年度比270億円増加して1，043億円と なったものの，資金運用収益から資金調達費用を控除したネット利益としては，前連結会計年度比422億円増加して1，377億円となりました。また，営業経費についても，シン キ株式会社の平成19年10月1日から平成20年3月31日の営業経費が連結されましたが， のれん償却及び無形資産償却が減少して，前連結会計年度比 2 億円の増加にとどまる 1，712億円となりました。しかし，その他経常費用は，米国住宅ローン市場関連の投融資 にかかる貸倒引当金繰入額の増加などによって，前連結会計年度比 128 億円増加となる 934億円になりました。これらの結果，経常費用合計としては前連結会計年度比454億円増加となる5，822億円となり，当連結会計年度の経常収益と経常費用をネットした経常利益は，前連結会計年度比119億円減少となる112億円となっております。
また，銀行の本業の利益指標たる実質業務純益（＊）も前連結会計年度比 134 億円減少 して1，049億円となりました。なお，当行では，本業の 1 つの柱としてクレジットトレー ディング業務に注力しており，同業務を中心とする金銭の信託運用損益を実質業務純益 に含めております。また，株式会社アプラス，昭和リース株式会社，シンキ株式会社の のれん及び無形資産の償却費用などは，上記の実質業務純益の金額に含まれておりませ ん。
（＊）実質業務純益は経営管理上の計数で，概ね経営健全化計画における単体の実質業務純益（＝業務粗利益＋金銭の信託運用損益 — 経費（除く臨時処理分））と同様 のベースで算定されております。

## （当期純利益）

特別利益につきましては前連結会計年度比736億円増加して889億円となりました。こ のうち，660億円は当行連結子会社の有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメント が保有する当行本店不動産の信託受益権を，モルガン・スタンレーが運用する不動産ファ ンドが出資する藤沢ホールディング特定目的会社に売却した際に生じた売却益です。ま た，203億円は当行連結子会社の新生プロパティファイナンス株式会社が保有していたラ イフ住宅ローン株式会社の全株式を住友信託銀行株式会社に売却した際の売却益です。一方，特別損失につきましては，前連結会計年度は株式会社アプラスののれん等の減損計上などによって1，041億円を計上いたしましたが，当連結会計年度は75億円にとどまり ました。このため，前連結会計年度は税金等調整前当期純損失657億円だったのに対して，当連結会計年度は純利益に転じて税金等調整前当期純利益が925億円となりました。
法人税等調整額につきましては，多額の特別利益計上などの影響もあって当連結会計年度は95億円（損）となりました。また，少数株主利益は主に当行連結子会社が発行し た優先出資証券にかかる配当支払いですが，前連結会計年度比14億円増加となる 180 億円
（損）となりました。以上の結果，当連結会計年度の税金等調整後の当期純利益は601億円となり，前連結会計年度の当期純損失609億円から大幅に改善しました。
また銀行単体の税引後当期純損益も，前事業年度の当期純損失419億円から，当事業年度は当期純利益532億円となりました。
（純資産の部）
以上の損益状況によって利益剰余金が前連結会計年度比570億円増加したほか，ジェ イ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J．C．Flowers \＆Co．
LLC）の関係者を含む投資家に対して総額500億円の普通株式の第三者割当増資を行った ことなどによって，当連結会計年度末の株主資本合計は前連結会計年度末比 1,070 億円増 の7，498億円となりました。米国住宅ローン市場の混乱の影響もあって，その他有価証券評価差額金は前連結会計年度の50億円の益から当連結会計年度は350億円の損となりまし たが，株主資本合計の大きな増加によって，当連結会計年度末の純資産の部合計も前連結会計年度末比320億円増加して9，652億円となっております。

## 【企業集団が対処すべき課題】

1．経営健全化計画の達成
当行は，消費者金融業界を取り巻く環境の大きな変化による影響を主因として，平成19年 3 月期（単体）当期純損失が 419 億円となり，経営健全化計画における平成 19 年 3 月期（単体）当期純利益を大きく下回ったことによる業務改善命令を，平成19年6月に金融庁から受 け，同年 7 月に業務改善計画を，同年 8 月にはこれを踏まえた新たな経営健全化計画を金融庁に提出いたしました。しかしながら，平成20年3月期につきましても，子会社•関連会社株式等の減損や米国住宅ローン市場向けエクスポーシャー関連損失などの影響により単体当期純利益が532億円となり，経営健全化計画を下回る結果となりました。公的資金による資本注入を受けている銀行としましては，経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾で あります。そのため，経営健全化計画を達成するよう，今後はより一層，各業務における収益基盤の強化，経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて，全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存でございます。

## 2．金融商品取引法への対応

平成19年9月30日に施行されました金融商品取引法により，金融機関はその広告のあり方，勧誘や説明の方法，販売前及び販売時の説明書面交付の義務付けなどの面においても新たな規制を受けることになりました。広告に関しては，平成19年3月に，公正取引委員会より定期預金「パワード定期プラス」のチラシについて排除命令を受けたものの，既に平成19年1月より，商品のメリット・留意点（リスク）をおもて面に並列して表示するなど，全く新し いタイプのチラシを使用しており，その後も継続的な改善を続けてきております。また，再発防止策として，消費者の視点から当行の広告をチェックしていただく「消費者広告チェッ ク制度」を業界に先駆けて創設したほか，広告審査委員会を設置するなど，広告チェック体制の見直しを実施しております。今後は，資産運用へのニーズが高まる中，広告の仕方，勧誘•説明の方法，説明文書の交付の 3 点を通じて，お客さまがリスクのある商品の取引をよ り安心して行えるような取り組みを継続してまいります。

また，平成21年3月期より適用される金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制 の評価及び監査に関する実施基準」（いわゆる＂J－S O X＂）に対応するため，平成19年 5 月に J－S O X プログラムを制定し，同プログラムの推進母体•決議機関として「財務統制委員会」を設置すると同時に，同委員会の事務局及び同プログラムの日常管理を所管する グループ財務統制推進室を新設しました。当該プログラムの具体的推進手順の企画立案や日常管理，関連各部室における内部統制のための文書化，テスト及び是正•改善等への調整•支援等を通じて財務統制のみならず当行の内部統制全般の強化に取り組んでまいります。

3．コーポレートサステイナビリティの実践
当行は，その目的とも言うべき＂新生ビジョン＂である「顧客に信頼される金融のソリュー ションを提供することにより，顧客•社員•株主の価値を継続的に高めて行く，日本のすぐ れた金融サービス企業」を徹底するとともに，その目的を達成するため組織ならびに個人と しての行動の指針となる，「顧客重視」，「誠実さ」，「責任」，「チーム・ワーク」，「社会性」という 5 つの＂新生バリュー＂の実践に取り組んでおります。

平成19年9月には，全てのステークホルダーの期待に応えると同時に利益を極大化し，ま た銀行のバリューを実践しつつ，企業価値を創造し，持続的に拡大することを目的として， コーポレートサステイナビリティの実践を推進するコーポレートバリュー部を設置しました。同部は，世界のベストプラクティスをベンチマークとしながら，環境•社会•企業統治のそ れぞれの側面において増大するリスクの評価及び管理により企業価値の維持をはかり，当行 の長期的な収益の拡大や企業価値の増大に大きく貢献することが期待されています。また，同時に，新しいコーポレートブランドの構築に取り組んでおり，ブランドを通じた競合他社 との差別化，お客さまとの心のつながりを強化することで，市場でのオンリーワンのポジショ ンを獲得していくことを目指しています。

4．お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的•安定的な収益の計上
当行グループは，多様化•高度化するお客さまのニーズに対して，付加価値の高い商品• サービスをご提供していくために，新たな商品•業務分野の開拓に積極的に取り組んでおり ます。今後も，最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして，従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供す ることを通じて，長期的•安定的な収益の計上を目指してまいります。

5．グループ競争力•収益力の向上
当行は，グループ会社を含めた，新しい自己資本比率規制である「バーゼルII」のスムー ズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて，経営資源の最適な配分を実現し，バランスのとれた業務運営に努めるとともに，徹底した合理化に取り組 むことにより，グループ全体の競争力•収益力の向上をはかってまいります。また，資本の質を維持すると同時に，資本を有効に活用し，業容の拡大に努めてまいります。

6．コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営
当行は，委員会設置会社として，経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制 を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会，監査委員会及び報酬委員会を設置し，経営の監督にあたるとともに，執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行 グループは，内部統制システムを構築し，その運用を適切に実施するため，監査機能のレベ ルアップをはかるとともに，利用者の利便性向上やお客さま保護を念頭においたコンプライ アンス体制の強化をはかるなど法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業 として，投資家の目線に立った適時，適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいりま す。
加えて，当行では，S P B（Shinsei Strategy，Plans and Budgets）と呼ぶ経営管理手法 を導入し，営業部門のみならず間接部門においても戦略目標，目標に対するアクションプラ ンを設定し，予算と一体管理をしており，定期的な進渉状況のモニタリングを通じて，＂新生ビジョン＂の実現性を高めております。S P B の主要子会社への導入を進めるとともに，経営陣が戦略目標についてよりフォーカスし，部門間にまたがる課題について議論する場を定期的に設けるなど，S P B の目的である戦略の確認と共有やお客さまの視点に立った中長期的課題への取り組みに注力しております。

今後とも，皆さまには，なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。
（注記）1 については，子会社等を含まない記述となっております。

## （2）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況
（単位：億円）

|  | 平成 16 年度 （第5期） | 平成 17 年度 （第6期） | 平成 18 年度 （第7期） | 平成 19 年度 （当期） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 連 結 経 常 収 益 | 2， 486 | 5，290 | 5，600 | 5，935 |
| 連 結 経 常 利 益 | 544 | 714 | 231 | 112 |
| $\begin{aligned} & \text { 連 結 当 期 純 利失益 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 674 | 760 | $\triangle 609$ | 601 |
| 連 結 純 資 産 額 | 7， 866 | 8，553 | 9，332 | 9， 652 |
| 連 結 総 資 産 | 85，763 | 94， 050 | 108， 376 | 115， 257 |

ロ．当行の財産及び損益の状況
（単位：億円）


（注）1．記載金額は，単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
3．平成18年度（第 7 期）より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 （企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年12月 9 日）を適用しております。
4．税引後当期純損益につきましては，平成18年度の当期純損失419億円から平成19年度（当期）は当期純利益532億円となっております。主要因として特別利益に計上された匿名組合出資分配金660億円 の計上があげられます。
（3）企業集団の使用人の状況

|  | 当 年 度 末 |  |  |  |  | 前 年 度 末 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 銀行業務 | 証券業務 | 信託業務 | その他 | 計 | 銀行業務 | 証券業務 | 信託業務 | その他 | 計 |
| 使用人数 | $\begin{array}{r} \text { 人 } \\ 4,592 \end{array}$ | $\underset{168}{\text { 人 }}$ | $\begin{aligned} & \text { 人 } \end{aligned}$ | 人 | $\underset{5,245}{\text { 人 }}$ | $\underset{4,848}{\text { 人 }}$ | $\underset{126}{\text { 人 }}$ | 人 9 | $\underset{295}{\text { 人 }}$ | $\underset{5,364}{\text { 人 }}$ |

（注）前年度末の使用人数には，海外の現地採用者を含んでおります。

## （4）企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業務
（1）当行の営業所数の推移

（注）上記のほか，当年度末における駐在員事務所は 0 か所（前年度末 1 か所）となっております。 また，当年度末において店舗外現金自動設備を184か所設置しております。
（2）当行の当年度新設営業所

| 営 | 業 |  | 所 | 名 | 所 |  |  |  |  | 在 |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 柏 |  | 支 |  | 店 | 千 | 葉 | 県 | 柏 | 市 | 柏 | 1 | - | 4 | - |

（3）銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。
（4）銀行が営む銀行代理業等の状況該当事項はありません。

口．銀行業務（上記イ．を除く）
主要な会社名とその主要な営業所


八．証券業務
主要な会社名とその主要な営業所


二．信託業務
主要な会社名とその主要な営業所

| 会 | 社 | 名 | 営 | 業 | 所 | 名 | 所 | 在 | 地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 新生信託銀行株式会社 | 本 |  |  | 店 | 東京都千代田区幸町 $2-1$ | -8 |  |  |  |

ホ．その他の業務
主要な会社名とその主要な営業所


## （5）企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額
（単位：百万円）

| 事業セ グメン | 金 額 |
| :---: | :---: |
| 銀 行 業 | 15，467 |
| 証 券 業 | 400 |
| 信 託 業 | 4 |
| その他の業務 | 314 |
| 合 計 | 16， 186 |

ロ．重要な設備の新設等
（単位：百万円）

| 事 | 業セ グ メンド | 内 | 容 | 金 | 額 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| そ | の | 他 | 業 | 務 | 株式会社新生銀行本店ビル売却 |  | 52,436 |

（6）重要な親会社及び子会社等の状況
イ・親会社の状況
該当事項はありません。
ロ．子会社等の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金（百万円） | 当行が有する子会社等の議決権比率 （\％） | その他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 株式会社アプラス | 大阪府大阪市 | 信 販 業 務 | 昭和31年 10月6日 | 40， 000 | $\begin{gathered} 74.05 \\ (74.05) \end{gathered}$ | － |
| 昭和リース株式会社 | 東 京 都 新 宿区 | リース業務 | 昭和 44 年 <br> 4月2日 | 24，300 | 96.42 | － |
| シンキ株式会社 | 東京都 新 宿区 | 金 融 業 務 | 昭和29年 <br> 12月1日 | 16，709 | 67． 78 | － |
| 新生信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 信託 業 務 | 平成 8 年 <br> 11月27日 | 5， 000 | 100.00 | － |
| 新生証券株式会社 | 東京都千代田区 | 証券業務 | 平成 9 年 8月11日 | 7， 000 | 100． 00 | － |

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行議決権比率の（ ）内は，間接所有分（内数）であります。
3．上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は 104 社，持分法適用会社は 30 社でありま す。

## 重要な業務提携の概況

1．当行は，以下の金融機関と提携し，ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っ ております。

都市銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，株式会社三井住友銀行，株式会社りそな銀行，株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
中央三井信託銀行株式会社，三菱UFJ信託銀行株式会社，住友信託銀行株式会社，みずほ信託銀行株式会社

その他
商工組合中央金庫，株式会社あおぞら銀行，三浦藤沢信用金庫

2．当行は，株式会社ゆうちょ銀行と提携し，ATMの相互利用による現金入出金のサービス及び相互送金のサービスを行っております。

3．当行は，以下の鉄道会社と提携し，駅構内に当行ATMを設置し，現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社（東京メトロ），京浜急行電鉄株式会社，近畿日本鉄道株式会社加えて，J R 京都駅，J R 三鷹駅にも当行ATMを設置し，現金入出金のサービスを行ってお ります。

4．当行は，ビザ・インターナショナルと提携し，海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金 サービスを行っております。

5．当行は，英国において資本市場を通じて企業の年金債務を解消する業務を行うGuaranteed Pensions LLPを他の提携先とともに設立しており，当行持分は $22.5 \%$ であります。

6．当行は，子会社である株式会社アプラスと提携し，同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを開始しております。

7．当行は，平成19年 7 月 20 日，日本アジア投資株式会社との間で，事業提携を行うとともに，同社の第三者割当増資を引き受けることにつき合意いたしました。

8．当行は，インド最大の投信会社であるUTI Asset Management Company Ltd．と業務提携し，同社グループが行うインドにおける運用を，日本国内の投資家の皆さまに提供していくこ

とに合意しております。
また，平成19年8月8日，同社の $100 \%$ 子会社であるUTI International Ltd．との間で， UTI International（Singapore）Private Limited設立にかかわる合弁契約を締結いたしま した。

9．当行は，平成 20 年 1 月 17 日，株式会社セブン銀行と提携し，販売チャネルと商品・サービ スの相互利用•協力に合意いたしました。

10．当行は，平成20年2月27日，日本政策投資銀行との間で株式会社ラフィアキャピタルの子会社を運営会社とする，中堅企業に対するバイアウト，成長資金，事業再生等を投資対象 としたプライベート・エクイティ・ファンド（Raffia II L．P．）を設立いたしました。

11．当行は，平成 20 年 2 月 28 日，株式会社東和銀行との間で業務提携契約を締結し，お客さま に提供する付加価値の高い金融商品・サービスの開発や推進について，相互に協力してい くこととしました。

## （7）事業譲渡等の状況

イ．重要な事業譲渡，吸収分割又は新設分割該当事項はありません。

口．他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの
該当事項はありません。

八．他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のらち重要なもの

| 日 付 | 状 況 |
| :---: | :---: |
| $\begin{array}{lll} \hline \text { 平 } & \text { 成 } & 19 \end{array} \text { 年 }$ | 当行の子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は，その保有するライフ住宅ロー シ株式会社の全株式を住友信託銀行株式会社に売却いたしました。 |
| 平成 19 年 | 当行は，日本アジア投資株式会社の $3.47 \%$ を占める普通株式を取得いたしました。 |
| 平 成 19 年 9 月 27 日 | 当行は，米国デラウェア州法人であるダフ・アンド・フェルプス・コーポレーションと株式売買契約を締結し，同契約に基づき同社の A 種普通株式 3 ， 375 ， 000 株を取得しました。 |
| $\begin{array}{llll} \text { 平 成 } & 19 & \text { 年 } \\ 12 & \text { 月 } & 13 & \text { 日 } \end{array}$ | 当行は，シンキ株式会社が実施する株主割当による新株式発行を引き受けました。これによ り，シンンキ株式会社の発行済株式総数の $67.7 \%$ を所有することになり，会計上は平成 19 年度下期首より当行の子会社として扱っております。 |
| $\begin{aligned} & \text { 平成 } 20 \text { 年 } \\ & 3 \text { 曻 } 28 \text {. } \end{aligned}$ | 当行は，子会社である株式会社アプラスが発行する G 種優先株式500億円を引き受け，平成20年3月28日会払い込みを完了いたしました。 |

二．吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの該当事項はありません。
（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

## 2．会社役員に関する事項

## （1）会社役員の状況

イ．取締役
（年度末現在）

| 氏 名 | 地位及び担当，委員会 |  | 重 要 な 兼 職 | その 他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ティエリーポルテ | 取締役 | 指名 | － | － |
| 杉 山 淳 二 | 取締役 |  | － | － |
| マイケル J．ボスキン | 取締役（社外） | 指名 | スタンフォード大学 教授 | － |
| エミリオ ボティン | 取締役（社外） | 報酬 | サンタンデールグループ 会長 | － |
| J．クリストファー フラワーズ | 取締役 | 指名 報酬 | J．C．フラワーズ社 会長 | － |
| 伊 藤 侑 徳 | 取締役（社外） | 監査 | 株式会社CEA J a p a n代表取締役社長 | － |
| 可 児 滋 | 取締役（社外） | 監査 | 横浜商科大学 教授 | － |
| フレッド H．ラングハマー | 取締役（社外） | 報酬 | エスティローダー株式会社海外事業専属会長 | － |
| 槙 原 稔 | 取締役（社外） | 指名＊報酬 | 三菱商事株式会社 相談役 | － |
| 長 島 安 治 | 取締役（社外） | 監査 | 弁護士 | － |
| ルシオ A．ノト | 取締役（社外） | 指名 | $\begin{aligned} & \text { ミッドストリーム・パートナーズ } \\ & \text { マネージングパートナー } \end{aligned}$ | － |
| 小 川 信 明 | 取締役（社外） | 監査 | 弁護士 | － |
| 高 橋 弘 幸 | 取締役（社外） | 監査＊ | － | － |
| ジョン S．ワズワース Jr． | 取締役（社外） | 報酬＊ | $\begin{aligned} & \text { モルガン・スタンレー } \\ & \text { アドバイザリーディレクター } \end{aligned}$ | － |

（注）＊は各委員会の委員長であります。

## ロ．執行役

（年度末現在）

| 氏 名 | 地 位 及 び担 当 | 重要な兼職 | その他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ティエリーポルテ | 代表執行役 社長最高経営責任者 | － | － |
| 杉 山 淳 二 | 代表執行役 会長 | 株式会社アプラス取締役会長 | － |
| ダナンジャヤ デュイベディ | 専務執行役 <br> グループ最高情報責任者 <br> 金融インフラ部門長 | － | － |
| ラフール | 専務執行役 <br> 最高財務責任者 財務部門長 | － | － |
| 加 藤 正 純 | 専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門長 | － | － |
| サン ホーソ | 専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長 | － | － |
| 寺 井 宏 隆 | 専務執行役 <br> リテール部門長 | － | － |
| 富 井 順 三 | 専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門長 | － | － |
| 小 島 一 美 | 常務執行役 コーポレートアフェアーズ部門長 | － | － |
| 藤 本 和 也 | 執行役 <br> 公共金融本部長 | － | － |
| 船 山 範 雄 | 啈行役 <br> 戦略推進室長 | － | － |
| 本 多 道 昌 | 執行役 <br> 公共•金融法人部長 | － | － |
| 岡 野 道 征 | 執行役 <br> オペレーション本部長，リテールサービス本部長 | － | － |
| 佐 藤 芳 和 | 執行役 <br> システム本部長 | － | － |
| 土 屋 貴 | 執行役 <br> アドバイザリー本部長 | － | － |

（2）会社役員に対する報酬等
（単位：百万円）

| 区 |  | 分 | 報 | 酬 | 等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 取 | 締 | 役 |  | 156 |  |
| 会 | 計 | 参 | 与 |  |  |
| 監 | 査 | 役 |  |  |  |
| 執 | 行 |  |  |  |  |

（注）1．当行は，執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。
2．取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。
3．上記金額には，職務執行の対価として付与された新株予約権について，当該年度に費用計上した以下金額が含まれております。
$\begin{array}{lr}\text { 取締役 } & 20 \text { 百万円 } \\ \text { 執行役 } & 239 \text { 百万円 }\end{array}$
4．報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関 する方針は，次のとおりであります。
（1）基本方針
役員報酬は，以下の項目に基づき決定するものとする。

- 役員の業績
- 当行の収益動向
- マーケット水準

役員報酬は，トータル報酬という観点から決定するものとする。
（2）取締役報酬について
グローバル・スタンダードに基づき，トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬，株価連動報酬，退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。
③ 執行役報酬について
トータル報酬の目的は以下のとおりとする。

- 業務執行能力の高い人材の確保
- 当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること

トータル報酬は定額報酬，業績連動報酬，株価連動報酬，退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のフリンジベネフィットを供与するものとする。なお，こ こでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

## 3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼任その他の状況

| 氏 名 | 兼 任 そ の 他 の | の 状 況 |
| :---: | :---: | :---: |
| マイケル J．ボスキン | $\begin{aligned} & \text { エクソン・モービル・コーポレーション } \\ & \text { オラクル・コーポレーション } \\ & \text { ボーダフォン・グループ } \end{aligned}$ | 社外取締役社外取締役社外取締役 |
| エミリオ ボティン | $\begin{aligned} & \text { バンコ・サンタンデール・セントラル・イスパーノ } \\ & \text { サンタンデール・インベストメント } \\ & \text { サンタンデール・チリ・ホールディング } \\ & \text { ポルタル・ユニバーシア アンド アフィリエーツ } \end{aligned}$ | 会長（業務執行者） <br> 会長（業務執行者） <br> 会長（業務執行者） <br> 会長（業務執行者） |
| 伊 藤 侑 徳 | 株式会社CEA J a p a n | 代表取締役社長 |
| 可 児 滋 | 拓殖大学大学院 | 客員教授 |
| フレッド H．ラングハマー | $\begin{aligned} & \text { アメリカン・インスティテュート フォラー コンテン } \\ & \text { ポラリ・ジャーマン・スタディーズ } \\ & \text { ウォルト・ディズニー社 } \\ & \text { アメリカン・インターナショナル・グループ } \end{aligned}$ | 共同会長 <br> 社外取締役社外取締役 |
| 槙 原 稔 | 三菱U F J証券株式会社 <br> 三菱倉庫株式会社 <br> 株式会社三菱総合研究所 <br> 株式会社ミレアホールディングス <br> 米 I BM社 <br> リップルウッド・ホールディングス | 社外取締役社外取締役社外取締役社外取締役社外取締役社外取締役 |
| 長 島 安 治 | 日本オーチス・エレベータ株式会社 <br> いすゞ自動車株式会社 <br> 大阪ヒルトン株式会社 | 社外取締役社外監査役社外監査役 |
| ルシオ A．ノト | フィリップ・モリス・インターナショナル米 I BM社 <br> ペンスケ・オートモーティブ・グループ <br> コマーシャル・インターナショナル銀行 | 社外取締役社外取締役社外取締役社外取締役 |
| 小 川 信 明 | 長谷川香料株式会社 | 社外監査役 |


| 氏 名 | 兼 任 そ の 他 | の 状 | 況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 高 橋 弘 幸 | 松下電器産業株式会社協和発酵工業株式会社 | 社外監査役社外監査役 |  |
| ジョン S．ワズワース Jr． | $\begin{aligned} & \text { マニトゥ・ベンチャー } \\ & \text { シーユァン・ベンチャー } \\ & \text { ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ } \end{aligned}$ | パートナー <br> 会長 <br> 社外取締役 |  |

（注）当行は，上記社外取締役が業務執行者である会社との間において重要な取引はございません。

## （2）社外役員の主な活動状況

| 氏 名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況監査委員会への出席状況 | 取締役会における発言 その他の活動状況（1） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| マイケル J．ボスキン | 8年 | 当事業年度開催の取締役会 13回中11回出席 | 専門分野である経済の観点から議案等に関し必要な発言を適宜行っております。 |
| エミリオ ボティン | 7年11ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 13回中4回出席 | 主に当行のリテール業務に関連する分野 の議案について銀行経営者としての専門的見地から必要な発言，助言を適宜行っ ております。 |
| 伊 藤 侑 徳 | 9 ヶ月 | 平成19年6月就任後，当事業年度開催の取締役会11回中 10 回，監査委員会10回中全てに出席 | 銀行業務に関する豊富な知識と経験に基 づき，議案全般において必要な発言を適宜行っております。 |
| 可 児 滋 | 3年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 13回中全て，監査委員会13回中全てに出席 | 専門分野であるリスク管理の観点から議案，審議について必要な発言，助言を適宜行っております。 |
| フレッド H．ラングハマー | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 13回中11回出席 | 特にリテール業務に関しコンシューマー分野の経営者としての豊富な経験，専門的見地から必要な発言，助言を適宜行っ ております。 |
| 槙 原 稔 | 8年 | 当事業年度開催の取締役会 13回中11回出席 | 経営者としての豊富な経験に基づき，議案全般において必要な発言を適宜行って おります。 |
| 長 島 安 治 | 3年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 13回中12回，監査委員会 13回中11回出席 | 必要に応じ，主に弁護士としての専門的見地，他社社外役員としての経験から議案，審議につき発言，助言を行っており ます。 |
| ルシオ A．ノト | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 13回中9回出席 | 経営者としての豊富な経験に基づき，内部管理を中心に議案，審議全般において必要な発言，助言を適宜行っております。 |
| 小 川 信 明 | 常勤監査役 1年 <br> 社外取締役 8 年 | 当事業年度開催の取締役会 13回中全て，監査委員会 13回中全てに出席 | 必要に応じ，主に弁護士としての専門的見地から，他社社外監查役の経験に基づ き，議案，審議につき発言，助言を行っ ております。 |
| 高 橋 弘 幸 | 1年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 13回中11回，監査委員会13回中全てに出席 | 他社監査役を含めた豊富な業務経験に基 づき，また監査委員会委員長として，議案，審議全般に関し，必要な発言，助言 を行っております。 |
| ジョン S．ワズワース Jr． | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 13回中全てに出席 | 豊富な業務経験に基づき，議案全般にお いて必要な発言を適宜行っております。 |


| 氏 名 | 取締役会における発言その他の活動状況（2） |
| :---: | :---: |
|  | 当行は平成19年6月28日，金融庁より，金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき，業務改善命令を受けました。こ れは，平成19年3月期の当行単体決算が，経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。 <br> 本命令を受けて，当行は，抜本的な収益改善策を盛り込んだ業務改善計画 を平成19年7月27日に提出しました。提出に先立つ平成19年7月25日の取締役会において，経費の抑制と収益力向上のバランスを維持する必要性や，経営健全化計画未達の主因である当行の消費者金融分野のグループ会社の経営状態や財務に関する方針について議論がなされ，その実効性について慎重な審議を行った上で業務改善計画の承認を行っております。各社外取締役は，この業務改善命令を受ける以前より，特に消費者金融業界におけ る法規制の変更が同分野のグループ会社の経営•財政状態や当行の業績に与える影響，当行による同分野のグループ会社の監督体制について，取締役会及び監査委員会を通じ，業務執行陣から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は，業務改善計画の着実な実行に資する活動を行う とともに，子会社等を含めた当行のグループ戦略を明確にした上で，当行 の経営基盤の強化や収益力の向上のためのより具体的な施策を実行する必要性を確認し，取締役会においても様々な観点から議論を行っております。 |

（3）責任限定契約

| 氏 名 | 責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要 |
| :---: | :---: |
|  | 社外取締役は，会社法第427条第1項に基づき，任務を总ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし，かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合，社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないとき は，会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。 |

## （4）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

|  |  | 銀行から受けている報酬等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 銀行の親会社等から受けている酬 等 の合計酬等 |  |  |

（注）報酬以外の金額18百万円は，社外取締役に職務執行の対価として付与された新株予約権について，当該年度に費用計上した金額となります。
（5）社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4．当行の株式に関する事項

（1）株式数

| 発行可能株式総数 | 普通株式 | $2,500,000$ 千株 |
| :--- | :--- | ---: |
|  | 甲種優先株式 | 74,528 千株 |
|  | 乙種優先株式 | 600,000 千株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | $2,060,346$ 千株 |
|  | 甲種優先株式 | - 千株 |
|  | 乙種優先株式 | －千株 |

（株式数にかかる注記）
1．株数は，千株未満を切り捨てて表示しております。
（2）当年度末株主数

| 普通株式 | 51,239 名 |
| :--- | ---: |
| 甲種優先株式 | 0 名 |
| 乙種優先株式 | 0 名 |

（当年度末株主数にかかる注記）
1．当行は，平成19年8月1日に乙種優先株式を一斉取得し，対価として普通株式200， 000 千株を発行 しました。これにより自己株式となった乙種優先株式300，000千株は，同日消却しました。
2．平成 20 年 2 月 4 日に第三者割当増資により，普通株式 117 ， 647 千株を発行しました。
3．平成 20 年 3 月 31 日に甲種優先株式につき取得請求がなされ，対価として普通株式269，128千株を発行しました。これにより自己株式となった甲種優先株式 74,528 千株は，同日消却しました。

## （3）大株主

普通株式

| 株主の名 又 | 当 | へ の | 出 | 資 | 状 況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 持 | 株 数 | 持 | 株 | 比 率 |
| $\begin{gathered} \text { サターン フォー サージ } \\ \text { (ジェーピーエムシービー } \\ 380111 \text { ) } \end{gathered}$ | 322，964千株 |  |  |  | 16． $44 \%$ |
| 預 金 保 険 機 構 | 269，128千株 |  |  |  | 13．70\％ |
| 株 式 会 社 整 理 回 収 機 構 | 200，000千株 |  |  |  | 10．18\％ |
| $\begin{gathered} \text { サターン ジャパン スリー サブ シーブイ } \\ \text { (ジェーピーエムシービー 380113) } \end{gathered}$ | 110，449千株 |  |  |  | 5． $62 \%$ |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 | 82，367千株 |  |  |  | 4．19\％ |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン | 80，058千株 |  |  |  | 4． $07 \%$ |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー | 78，015千株 |  |  |  | 3． $97 \%$ |
| コービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカウンツ エクスクルーシブ ベネフィット カスタマー | 44，138千株 |  |  |  | 2． $24 \%$ |
| アストヤナクス コーポレーション 380098 | 44，138千株 |  |  |  | 2． $24 \%$ |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 34，447千株 |  |  |  | 1． $75 \%$ |

（大株主にかかる注記）
1．持株数は，千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は，自己株式（ 96,422 千株）を控除した上で算定し，小数点第 3 位以下を切り捨てて表示し ております。
3．当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の10分の 1 以上の数を有する株主は， サターン フォー サブ エルピー（ジェーピーエムシービー 380111），預金保険機構及び株式会社整理回収機構の 3 名です。
4．「ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカウンツ エクスクルー シブ ベネフィット カスタマー」名義の株式は当行取締役であるJ．クリストファー フラワーズ氏が，実質的に保有する株式として，当行が報告を受けている株式です。
5．「アストヤナクスコーポレーション380098」名義の株式は当行取締役であるJ．クリストファー フ ラワーズ氏が，実質的に保有する株式として，当行が報告を受けている株式です。
6．アスティヤナックス・コーポレーションほか共同保有者計 5 名が平成 19 年 1 1月27日（報告義務発生日：平成19年11月19日）に関東財務局長に提出した変更報告書No． 1 には，共同保有者のうちサ ターン・ジャパンV・シーブイが当行普通株式を 70,708 千株保有している旨の記載がありますが，株主名義は確認できませんので，上記の記載は当行の株主名簿によっています。
7．テンプルトン・グローバル・アドバイザリー・リミテッドほか共同保有者計 4 社が平成 20 年 3 月 24 日 （報告義務発生日：平成20年3月14日）に関東財務局長に提出した変更報告書No． 4 には，共同保有

者が当行普通株式を合計103，789千株保有している旨の記載がありますが，株主名義及び各当該名義 の保有株式数は確認できませんので，上記の記載は当行の株主名簿によっています。

5．当行の新株予約権等に関する事項
（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

|  | 第1回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成16年6月24日 | 平成17年6月24日 |
| 発行日 | 平成16年7月1日 | 平成17年6月27日 |
| 発行した新株予約権の数 | 9，455個 | 4，922個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 855個／12名 | 678個／11名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | 250個／10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \hline \text { 普通株式 } & 6,343,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 3,589,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 684円 | 601円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成18年7月1日から平成26年6月23日 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は，平成18年7月1日 から平成19年6月30日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個に切り上げる）に限っ て権利を行使することができる。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成16年 6 月 24 日開催の第 4 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成19年7月1日か ら平成20年6月30日までの間は，原則として付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成17年6月24日 | 平成17年6月24日 |
| 発行日 | 平成17年6月27日 | 平成17年6月27日 |
| 発行した新株予約権の数 | 2，856個 | 1，287個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 1，241個／4 名 | 176個／9 名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 2，400，000株 <br> （新株予約権 1 個につき 1,000 株） | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 947,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 601円 | 601円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成17年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 23 日 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成19年 7月1日以降とし，さらに平成19年 7月1日から平成20年6月30日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第 5 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成 20 年 7月1日以降とし，さらに平成20年 7月1日から平成 22 年 6 月 30 日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第8回新株予約権 | 第9回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成17年6月24日 | 平成17年9月23日 |
| 発行日 | 平成17年6月27日 | 平成17年9月28日 |
| 発行した新株予約権の数 | 561個 | 157個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 84個／2 名 | 108個／1 名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 386,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | 普通株式 $\quad 157,000$ 株 （新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 601円 | 697円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成17年7月1日から平成27年6月23日 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成 20 年 7月1日以降とし，さらに平成20年 7月1日から平成22年6月30日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成 17 年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成19年7月1日か ら平成 20 年 6 月 30 日までの間は，原則として付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第10回新株予約権 | 第13回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成17年9月23日 | 平成18年5月23日 |
| 発行日 | 平成17年9月28日 | 平成18年5月25日 |
| 発行した新株予約権の数 | 53個 | 5，342個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 36個／1 名 | 648個／14名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | 250個／10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 53,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 4,132,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 697円 | 825円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 | 平成20年6月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成 20 年 7月1日以降とし，さらに平成20年 7月1日から平成22年6月30日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成 17 年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成20年6月1日か ら平成21年5月31日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第 5 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第14回新株予約権 | 第15回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成18年5月23日 | 平成18年5月23日 |
| 発行日 | 平成18年5月25日 | 平成18年5月25日 |
| 発行した新株予約権の数 | 3，027個 | 1，439個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 1，659個／3 名 | 193個／12名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 2，614，000株 <br> （新株予約権 1 個につき 1,000 株） | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 1,135,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 825円 | 825円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成18年6月1日から平成27年6月23日 | 平成20年6月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成20年 6月1日以降とし，さらに平成20年 6月1日から平成21年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成 17 年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成21年 6月1日以降とし，さらに平成21年 6月1日から平成23年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第17回新株予約権 | 第18回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成19年5月9日 | 平成19年5月9日 |
| 発行日 | 平成19年5月25日 | 平成19年5月25日 |
| 発行した新株予約権の数 | 3，306個 | 1，480個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 820個／13名 | 761個／3 名 |
| 社外取締役の保有状況 | 110個／11名 | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 3,132,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 1,457,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 555円 | 555円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成21年6月1日から平成29年5月8日 | 平成19年6月1日から平成29年5月8日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 21 年 6 月 1 日か ら平成 23 年5月31日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（1 個に満たない数が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成18年 6 月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成21年 6月1日以降とし，さらに平成21年 6月1日から平成23年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成18年 6 月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

|  | 第17回新株予約権 | 第18回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成19年5月9日 | 平成19年5月9日 |
| 発行日 | 平成19年5月25日 | 平成19年5月25日 |
| 発行した新株予約権の数 | 3，306個 | 1，480個 |
| うち使用人に対する発行個数 | 2，366個／110名 | 719個／23名 |
| うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 3,306,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 1,480,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 555円 | 555円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成21年6月1日から平成29年5月8日 | 平成19年6月1日から平成29年5月8日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 21 年 6 月 1 日か ら平成23年5月31日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成18年 6 月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと が出来るのは，原則として平成21年 6月1日以降とし，さらに平成21年 6月1日から平成23年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成18年 6 月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第19回新株予約権 |
| :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成19年6月20日 |
| 発行日 | 平成19年7月2日 |
| 発行した新株予約権の数 | 140個 |
| うち使用人に対する発行個数 | － |
| うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数 | 140個／32名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 140,000 株 （新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 527円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成21年7月1日から平成29年6月19日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 21 年 7 月 1 日か ら平成 23 年 6 月 30 日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（ 1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成19年 6 月 20 日開催の第 7 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |

（注）上記個数には交付後に当行役員となった使用人に交付した個数が含まれており，当該個数は「（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等」においても含まれております。

## 6．会計監査人に関する事項

## （1）会計監査人の状況

| 名 称 | 当該事業年度に係る報酬等（百万円） |  | そ | の |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 監査法人トーマツ | 監 査 証 明 業 務 | 268 | 監查証明業務以外の業務には，自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。 |  |  |
|  | 監査証明業務以外の業務 | 66 |  |  |  |
|  | 報 酬 等 計 | 335 |  |  |  |

（注）1．指定社員は後藤順子氏，宮崎茂氏，松本繁彦氏の 3 名です。
2．「監査証明業務」とは公認会計士法第 2 条第 1 項に該当する業務です。
3．当行並びに当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下 のとおりです。

（2）責任限定契約
該当事項はありません。
（3）会計監査人に関するその他の事項
イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査委員会は，以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任に つき審議し，解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。
1．会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合
2．会社法第 340 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合
3．その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合

口．会社法第459条第 1 項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関 する方針

当行定款第35条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては，財務の健全性•安定性•効率性を勘案しつつ，柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

なお，中長期的な今後の配当方針としましては，収益動向等の経営成績やその将来の見通 しを踏まえ，グローバルスタンダードに基づき株主の皆さまへの収益配分をはかっていくこ とを基本的方針と考えておりますが，安全性や内部留保とのバランスにも留意の上，公的資金注入行に課せられている経営健全化計画等の制約の下，総合的に判断していく所存であり ます。

## 7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。
## 8．業務の適正を確保する体制

会社法第416条第1項第1号ロ及びホならびに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づ き委員会設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制 システム）については，当行では「内部統制規程」及びその関連規程等に詳細を定め，取締役会 において決議しており，執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築•運用義務を負らとともに，全執行役•職員がこれに従うことを義務付けております。その概略は以下のとお りです。
なお，当行は，平成16年6月に旧商法及び旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下，「旧商法特例法」と言います。）に基づき委員会等設置会社に移行した時点において，旧商法特例法及び旧商法施行規則に定められた監査委員会の職務の遂行のために必要な事項とし て，取締役会において「内部統制規程」を定める決議を行い内部統制システムの構築をはかって いたものでありますが，平成18年5月の会社法施行に伴い「内部統制規程」に必要な改定を行っ た上，改めて取締役会において決議しております。さらに，内部統制システムの状沉について，取締役会に対しても定期的に報告が行われております。
（1）監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

当行は，監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し，監査委員会事務局の責任者である監査委員会事務局部長及び同事務局所属の従業員を監査委員会の職務を補助すべ き使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負うものとしています。
（2）前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第2号）
監査委員会事務局は，監査委員会に直接報告を行っており各執行役及び業務執行からは独立 した組織として設置されております。また職務補助者の任命•解雇•配置等人事異動について は監査委員会の同意を得ることとし，監査委員会事務局部長の人事異動については監査委員会 の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとしております。職務補助者の賃金等の改定 も予め監査委員会の同意を得ることとしております。このように，監査委員会の職務を補助す べき使用人について執行役からの独立性を確保しております。
（3）執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関す る体制（会社法施行規則第112条第1項第3号）
執行役及び従業員は，監査委員会に対して，当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項，そのほか取締役会又は監査委員会が定める事項を遅滞 なく，報告することとしています。かかる報告については，執行役は直接，従業員は監査委員会事務局を経由して，監査委員会に報告するものとし，原則として書面により行われるものと しています。そして，監査委員会事務局は，監査委員会又は予め指名された監査委員からの命令に従い，上記報告をなした執行役又は従業員から事情を聴取することとしております。
（4）その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 112条第1項第4号）
執行役及び従業員は，監査委員会の監査に対して協力し，これを妨げるような行為をしては ならないとされているほか，監査委員会は必要に応じ，法律上認められる範囲内に限って当行 の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。
（5）執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第416条第1項第1号ホ，会社法施行規則第112条第2項第4号）
執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎 として，当行は「新生銀行行動規範」を定めており，個々の役職員全員が遵守すべきものとし ております。

「新生銀行行動規範」においては，法規及び社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され，役職員に対し法規及び社内手続に違反した場合 の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し，本規範を理解し遵守する ことを書面等で定期的に誓約•確約することを義務付けております。
この規範の下，必要に応じた社内手続を設け，役職員の行動を詳細に規制しております。
（6）執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第112条第2項第1号）
執行役の職務の執行にかかる情報については，その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存•管理に努めることとし，監査委員会の請求に応じて随時提供することとし ております。そのほか，執行役及び従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い，管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では，情報を重要な資産と認識し，情報資産を適切に管理•保護することとしております。また，情報セキュリティを，情報資産をその特性に応じて適切 に管理し，機密性•完全性•可用性を確保•維持することと定義し，これを実現することを目的とし，法令の遵守，必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与，必要な体制の構築•運用，情報資産の分類•管理の実施及び教育•訓練の実施等に関して規定しております。
（7）損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第2項第2号）
損失の危険の管理のため，当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め，同ポリ シーに則ったリスク管理体制を構築しております。

「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では，当行及び当行グループが抱えるリスクの総和を把握し，能動的な管理を行らための基本方針を定めており，そのリスク管理は「マクロア プローチ」（経営機関による資本•資源の配分と評価）と，「規格化された業務管理フレーム ワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制として おります。具体的な「業務管理フレームワーク」として，①信用リスク，市場リスク，流動性 リスク，オペレーショナルリスク，投資リスクといったリスクの属性区分，（2）リスク・投資委員会，クレジット委員会，ALM／市場リスク委員会，新規事業•商品委員会といったリスクに応 じた各種委員会組織の組成•目的•使命•機能，及び（3）リスク管理部門の機能•役割と責任等 を規定しております。
（8）執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第 2 項第 3 号）
当行執行役は，執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い，日々の業務執行を行うこととしております。

「執行役規程」には，執行役の選任•解任の基準のほか，法令等の遵守，善管注意義務•忠実義務，競業避止義務，利益相反行為の禁止，取締役会への報告義務，当行に著しい損害を及 ぼす恐れのある場合の対応，職務執行にかかる情報の保存及び管理など執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。
（9）当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保す るための体制（会社法施行規則第 112 条第 2 項第 5 号）
当行全体の経営方針やビジネスプラン及びリスク管理やコンプライアンス管理体制と整合性 を持った業務運営を確保するため，各子会社•関連会社の主管部を定め，主管部が各子会社•関連会社の経営全般の指導•管理を行う体制を構築しております。そのほか，当行の子会社•関連会社の経営指導•管理は当行の「子会社•関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社•関連会社ポリシー」は（1）子会社•関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時 に当行全体の戦略や方向性との整合性確保，（2）当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導，③子会社•関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守，レピュテーションの維持，適切な内部統制の確立という子会社•関連会社の管理の 3 つの責務を明示し，当行グループ価値の極大化をはかることをその目的とし，主管部をはじめ行内 の関連各部署の役割と責任，子会社•関連会社の責務，子会社•関連会社にかかわる当行役職員の責務，その他当行役職員の責務等，子会社•関連会社の経営指導•管理に関して規定して おります。
（10）その他
当行では，取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で，市民社会の秩序や安全に劦威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し，その不当な介入を常に妨げ るとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために，監査部は当行が定める「内部監査規程」 に基づき内部監査を行い，その結果を執行役社長及び監査委員会に対して報告することとしてお ります。

## 9．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10．その他
該当事項はありません。

